

議案第 18 号

**名張市教育委員会所管施設防犯カメラの設置等に関する規程の
制定について**

名張市教育委員会所管施設防犯カメラの設置等に関する規程を別紙のとおり
制定する。

令和 2年11月 4日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市教育委員会所管施設防犯カメラの設置等に関する規程の制定について

1. 制定理由

犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持を目的として、教育委員会所管施設に設置する防犯カメラにより記録された画像データの管理及び運用を行うことについて、名張市個人情報保護条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

2. 制定内容

防犯カメラにより記録された画像データの管理及び運用に係る必要な事項として、その記録及び管理に関する事項、管理責任者及び管理担当者の設置等に関する事項等を定める。

3. 施行期日

公表の日から施行する。

名張市教育委員会所管施設防犯カメラの設置等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、市民の権利利益の保護に配慮しつつ、教育委員会所管施設（教育委員会の所管に属する施設をいい、その敷地を含む。以下同じ。）に設置する防犯カメラに関し、名張市個人情報保護条例（平成15年条例第1号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 前条に定める目的のため、特定の場所に継続的に設置する撮影装置であって、映像表示装置に画像を映し出すことのできるものをいう。
- (2) 画像データ 防犯カメラにより撮影され、又は録画された画像を記録媒体に保存したものをいう。
- (3) 個人情報 画像データにより、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (4) 記録媒体 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係るハードディスク、メモリーカード、光学ディスク等の記録媒体をいう。

(防犯カメラの設置に係る留意事項)

第3条 防犯カメラを設置するに当たっては、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 防犯カメラの撮影の対象となる区域（以下「撮影対象区域」という。）は、第1条に定める目的の達成に必要な範囲内の区域とし、個人の住居その他の私的な空間が撮影対象区域とならないよう努めること。
- (2) 防犯カメラを設置している場所において、できるだけ公衆の見やすい箇所に、防犯カメラを設置している旨を表示すること。

(管理責任者等)

第4条 防犯カメラの設置並びに画像データの管理及び運用に関する事務を適正に行うため、管理責任者及び管理担当者を置く。

- 2 管理責任者は、当該教育委員会所管施設の管理を所掌する教育委員会の内部組織の長（名張市市立学校にあつては教育委員会事務局教育総務室長、名張市立図書館にあつては図書館長）の職にある者をもって充てる。
- 3 管理担当者は、管理責任者の指揮監督の下にある職員のうちから、当該管理責任者が指名する。

- 4 管理責任者は第1項の事務を統括管理し、管理担当者は管理責任者の指示に従い当該事務を行うものとする。
- 5 管理責任者、管理担当者又は次条第1項第2号ただし書の規定により画像データの閲覧若しくは利用をした職員は、第1項の事務又は当該閲覧若しくは利用により知り得た情報を漏らしてはならない。管理責任者、管理担当者又は職員でなくなった後も、また、同様とする。

(データの管理)

第5条 管理担当者以外の者は、記録媒体又は画像データについて、次に掲げることを行ってはならない。

- (1) 記録媒体を防犯カメラ（記録媒体に録画をする機能を有するものに限る。以下この条において同じ。）から取り出すこと。
- (2) 記録媒体の画像データの閲覧、複製の作成、利用又は他の者への提供をすること。
ただし、次項ただし書各号に掲げる場合において、管理担当者が防犯カメラから取り出した記録媒体の画像データの閲覧又は利用をするときは、この限りでない。

2 管理担当者は、撮影対象区域の状況を撮影できるように、常時、記録媒体を防犯カメラに装着しておかなければならない。ただし、次に掲げる場合において、管理担当者が、管理責任者の承認を得て記録媒体を防犯カメラから取り出すときは、この限りでない。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定による報告の求めがあった場合その他第1条に定める目的のために画像データを利用し、又は教育委員会以外の者へ提供する場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、個人情報が含まれている画像データについて、条例第8条第1項に規定する目的外利用又は外部提供をする場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会所管施設、防犯カメラ又は画像データの管理上必要である場合

3 管理担当者は、前項ただし書の場合には、その取り出した記録媒体及びその画像データを管理責任者の指示の下、適切に保管するものとし、並びにその保管する場所から当該記録媒体又はその画像データを持ち出し、又はそれらを当該場所に返却するときには、あらかじめ、管理責任者の承認を得なければならない。

4 前項に定めるもののほか、管理担当者は、第2項ただし書の場合において、記録媒体に記録された画像データの利用、提供等をするときは、管理責任者の指示の下、次に掲げることを行わなければならない。

- (1) その理由、期日及び画像データの内容（当該画像データを提供する場合にあっては、これらの事項及びその相手方の名称等）を記載した記録書を作成し、並びに当該画像データについて次項に定める期間内保存すること。

(2) 当該画像データに個人情報を含む場合においては、条例の趣旨を踏まえ、必要以上に個人情報が公開されないよう必要な措置を講じる等、個人情報の保護及び適正な管理のための措置を講じること。

(3) 管理担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するときは、管理責任者が指定する職員以外の者の利用を制限したファイルに記録すること。

5 管理責任者及び管理担当者は、画像データについて、防犯カメラにおける記録上限を超えて自動で上書きされるまでの期間（管理責任者が第1条に定める目的の達成に必要と認める場合にあっては、管理責任者が定める期間）保存しなければならない。

6 管理担当者は、管理責任者の指示の下、前項に規定する保存期間が経過した画像データを直ちに消去しなければならない。

7 管理担当者は、画像データを記録した記録媒体その他画像データを化体する物件（以下「記録媒体等」という。）を廃棄する際は、管理責任者の指示の下、粉砕、細断、破壊その他の当該記録媒体等を復元することができないようにするための方法により確実に行わなければならない。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、防犯カメラの設置等について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。